

に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

- (4) 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点
- (5) 調査に係る期間、時期又は時間帯 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

[解説]

(1) 調査すべき情報

何をどのように調査すべきかについては、予測及び評価の内容によって異なることから、予測、評価のために必要となる情報の種類を整理し、どの程度の情報が必要か（情報の深さ）を考慮して調査法を定めることとなる。例えば、数値計算による予測を行うのか、既存事例の解析で行おうとするのかでは、調査すべき情報の内容も異なるものと想定される。

(2) 調査の基本的な手法

ア 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料の入手

既存資料の収集であり、国又は県若しくは関係する市町村が調査した結果（年次報告書や調査報告書として公表しているものなど）、大学その他の研究機関が公表した学術調査結果、その他刊行物等により整理・解析する手法である。

また、調査又は予測について手法の重点化によるような場合は、国又は県若しくは関係する市町村からより詳細な調査データの提供を受けて解析することも必要となることから、資料の入手方法については、事前に県又は関係する市町村に確認しておくことが必要である。

イ 専門家からの科学的知見の聴取

専門家は、学識経験者のほか、当該環境要素に関連した実務に携わる者を含む。

ウ 現地調査

現地調査は、ア又はイの手法により得た結果より詳しい資料を得る必要がある場合に行う最も基本的手法である。

なお、現地調査を行う場合において、関係法令に定める届出等を必要とするものがあるので、事前に十分確認しておく必要がある。

(3) 調査の対象とする地域

調査地域の範囲は、調査対象となる情報の特性、事業特性、地域特性を勘案して適切に定められる必要があるが、通常、環境影響を予測、評価しようとする範囲、予測、評価に必要な情報を収集すべき地域が対象となる。調査地域は、環境影響を予測する地域ともなることを考慮し、広めに選定しておくことが必要である。

なお、特に地域特性については、例えば水質汚濁に関し、河川の集水域の広が

りや下流の水利用の状況等、騒音であれば学校や病院等特に配慮を要する対象の存在等、また、動物であればそれぞれの生息範囲、移動範囲・距離等を考慮しながら柔軟に、かつ、効果的に地域の選定を行う必要がある。ただし、現況及び将来を含め保全すべき対象がないか又は相当の期間がないことが明らかな場合は、調査地域から除外してよい。

(4) 調査地点

調査地域は広がりを有するため、これを全面的に調査することは困難な場合が多い。そのため、調査地域を代表する地点等を設定することにより、必要な情報を収集することになる。地点の選定としては、地域の代表点の他に、例えば、大気汚染について汚染物質が滞留しやすい地点、高架道路に伴う騒音であれば隣接するマンションの高層階のように特に大きく影響を受けるような地点、不特定多数の人が利用する主要な眺望点、動物の採餌や営巣などを考慮した行動圏の調査等も考慮して、適切かつ効果的に選定することが重要である。

特に「予測の地点」を設定する場合には、調査により得られた情報を当該予測の地点に用いることが適切かどうかが吟味され、不適切な場合には追加調査を行う必要が生じることから、調査の地点の選定に当たっては、予測の地点との関係に注意する必要がある。例えば、干潟のベントス調査であれば、渡り鳥の飛来数の大きい地点と少ない地点の双方を含める等、予測、評価を行うために適切かつ効果的な調査地点の設定を行う観点も重要である。

(5) 調査の期間及び時期

調査地点と同様、調査の期間及び時期についても、どのような情報を収集する必要があるか等に応じて、適切かつ効果的に設定することが重要である。特に季節変化が明らかな場合には、環境の状態の変化を考慮して予測・評価する必要がある場合が少なくないため、この点についても特に留意事項として示している。

環境影響評価により入手される情報は、一般に1～数年の間に収集されたものとなるが、特に短期間の情報については、気象等の影響により、その測定値の代表性に疑問が生じる項目もあり、更に河川の水質等のように季節変動が大きい項目や生物相のように四季により出現種が異なる項目もあることから、これらが適切に把握できるように期間及び時期を設定することが重要である。また、調査年の代表性についての検討が必要な場合も想定される。このような場合には、例えば気象情報や公共水域の水質データ、環境省のガンカモ類調査等のような長期間の観測結果を用いて、これと現地調査による測定結果等を対照し、適切な予測、評価が行われるよう整理しておくことが必要である。

2 前項第2号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえて適切な調査の基本的な手法を選定するものとする。